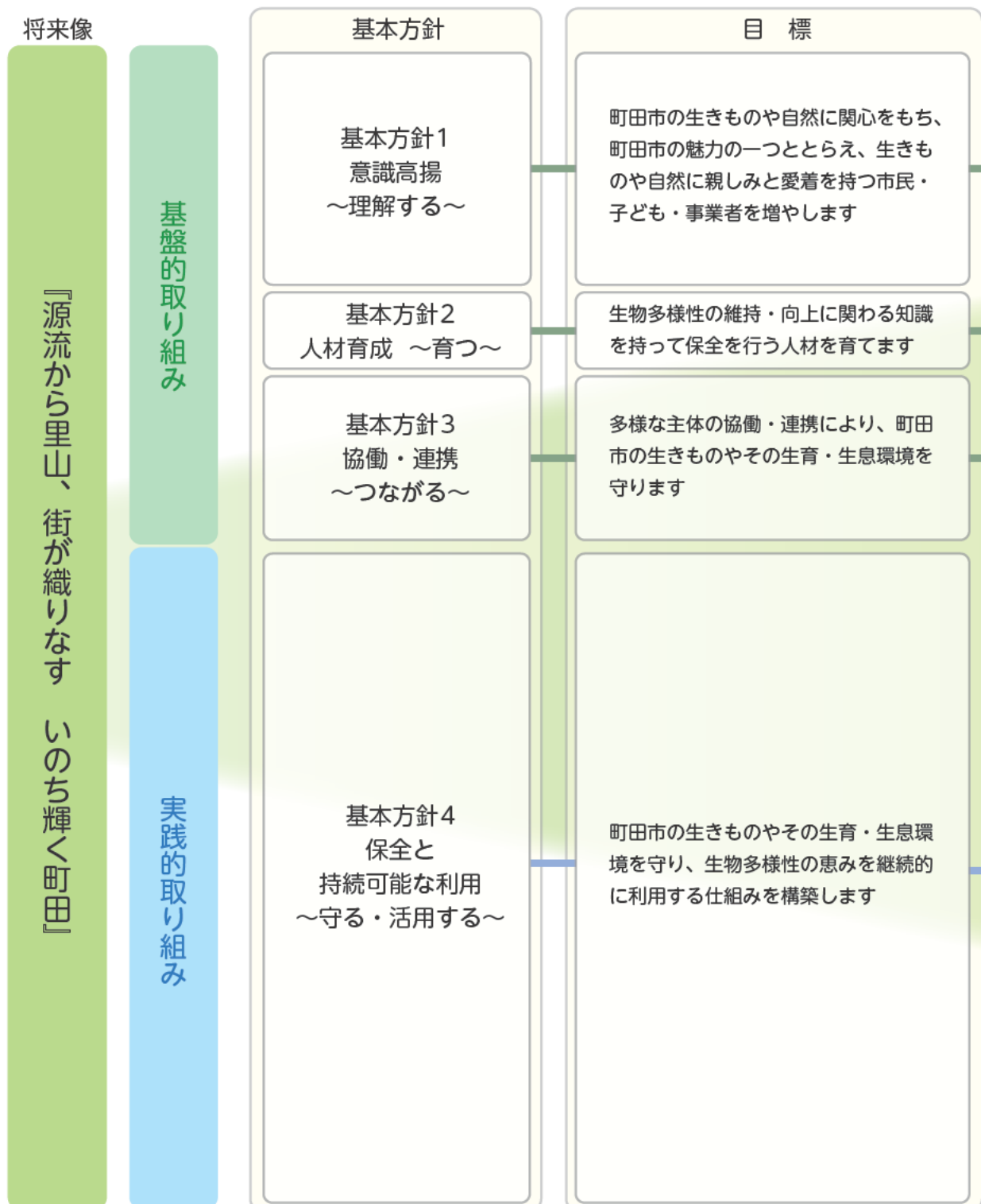


6.1 施策の体系

将来像達成のための基本方針とそれに沿った目標のもと、施策を定めます。また、施策を横断的に推進する重点プロジェクトとその指標を設定します。



重点プロジェクト

①生物多様性情報拠点(生物多様性センター)機能の構築・充実

町田市の生物多様性の取り組みの検討の場、情報や資料の収集・発信の拠点をつくります。

指標

- ▶ 市民アンケート調査結果による生きものに関心のある市民の割合
 - ・達成目標：40.0% (2013年度31.3%)

②多様な主体の交流の場づくり

多様な主体の交流の場である「(仮称)生物多様性フォーラム」を定期的に開催します。

指標

- ▶ 多様な主体の交流の場の提供回数
 - ・達成目標：6回(累計)

③里山の生物資源利用促進の取り組みの推進

手入れがされなくなって植生が単調になった雑木林の手入れを行いやすくするため、伐採木等の利用方法を考えていきます。また、里山の保全や手入れなどを行っている市民などと協働して実施できる取り組みを検討し、実施します。

指標

- ▶ 里山の生物資源利用促進の取り組みの実施
 - ・達成目標：取り組みの推進

④市民協働による生きもの調査の実施

多くの方に生きもの調査に参加していただき、市内の生きもの状況を知る機会をつくります。

指標

- ▶ 市民協働による生きもの調査への参加者数
 - ・達成目標：3500人(累計) (2013年度99人)

⑤ビオトープ作庭イベントの開催

まちぐるみでビオトープを作庭し、イベントを開催します。

指標

- ▶ イベント参加主体数
 - ・達成目標：50

施策

1-1 生物多様性に関する意識啓発

- ①市民向けの情報発信
- ②事業者向けの情報発信
- ③生物多様性に関する資料・情報の収集・発信の仕組みづくり
- ④各種イベントの開催

1-2 学びの場づくり

- ①子ども向けプログラムの実施
- ②学校における取り組みの推進
- ③地域における取り組みの推進

2-1 地域における人材の発掘と育成

- ①市民活動の担い手の発掘と育成
- ②農業の担い手育成

3-1 市民と連携した取り組みの推進

- ①市民協働の取り組みの推進
- ②市民活動の支援
- ③市民との協働・連携の仕組みづくり

3-2 大学や事業者との連携の仕組みづくり

- ①大学や事業者と連携した取り組みの推進

4-1 まとまりのある緑や多様な自然の保全

- ①里山環境の保全・再生

4-2 水辺環境の保全

- ①河川・水路の良好な水質の保全
- ②河川・水路の改修時における生物多様性への配慮

4-3 生きものに配慮したまちづくり事業の推進

- ①公園・緑地における取り組みの推進
- ②道路における取り組みの推進
- ③開発事業における生きものや自然への配慮の検討

4-4 生きものの生育・生息状況の継続的な把握

- ①生きものの現状把握

4-5 外来種等による被害の防止

- ①外来種に関する情報発信
- ②外来種の防除

4-6 生きものや自然に親しめる場づくり

- ①生きものや自然に親しめるイベントの実施
- ②生きものや自然にふれあえる場づくり

4-7 農地の活用

- ①農業の活性化支援
- ②生きものや自然にやさしい農業の推進
- ③耕作放棄地の活用

4-8 生物資源の利用等の推進

- ①生物資源の利用の推進

6.2 施策と具体的な取り組み

目標を実現するための施策と具体的な取り組みを以下に示します。

6.2.1 施策

基本方針1：意識高揚 ～理解する～

目標：町田市の生きものや自然に関心を持ち、町田市の魅力の一つととらえ、生きものや自然に親しみと愛着を持つ市民・子ども・事業者を増やします

《目標を達成した時の状態》

身近な生きものや自然に関心を持ち、自然観察会や講習会に参加している市民が増えています。生物多様性を考える機会が多くなることで、生物多様性の重要性に気づき、保全活動に参加する市民が増えています。また、身近な自然で遊び、生きものとふれあう子どもが増えています。

施策1-1 生物多様性に関する意識啓発

町田市で「生物多様性」を守っていく大切さを理解している市民が増えるよう、様々な取り組みを通じて市民や事業者に対する生物多様性に関する情報を発信します。また、生きものや自然に関心をもつ市民・子ども・事業者を増やすため、生物多様性に関する様々なイベント等を実施します。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

■ 1-1-① 市民向けの情報発信

町田市の生物多様性や自然、外来種、歴史・文化等に係る情報を、市民向けにわかりやすく発信し、意識啓発を進めます。

〈具体的な取り組み〉

- ★ 忠生がにやら自然館や小野路宿里山交流館等を活用した情報発信
(環境・自然共生課、公園緑地課、産業観光課)
- ★ 町田市の生物多様性に関する情報の普及啓発資料の作成
(環境・自然共生課、関係各課)
- ★ イベント等における自然に育まれた歴史や文化に関する情報の発信 (関係各課)
 - ・ 外来種の飼育に関する情報の発信 (環境・自然共生課)
- ★ 外来種の取り扱い・ルールに関する情報の発信 (環境・自然共生課)
- ★ 登録文化財制度[◇]による市内の生きものの情報発信 (生涯学習総務課)

MY行動宣言

私たちは、たくさんの生きものと繋がり、支えられ、生物多様性の恵みを受けながら暮らしています。一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中でとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るための第一歩になります。

「国連生物多様性の10年委員会 (UNDB-J)」では、生物多様性の恵みを受け続けられるよう、次の5つの中からできることを選んで、一人ひとりが「MY行動宣言」として宣言し、暮らしの中で生物多様性を守る行動を推進しています。「MY行動宣言」にぜひ参加してみましょう！

- Act 1 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。
- Act 2 生の自然を体験し、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。
- Act 3 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。
- Act 4 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。
- Act 5 エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

国連生物多様性の10年委員会
生物多様性を守るために、私たちにできるアクション!
MY行動宣言

Act 1 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。

Act 2 生の自然を体験し、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。

Act 3 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。

Act 4 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

Act 5 エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

お住まいの郵便府県
性別 □男 □女
年齢 □10代未満 □10代 □20代 □30代 □40代 □50代 □60代 □70代以上

出典：「国連生物多様性の10年委員会 (UNDB-J)」ホームページ

■ 1-1-② 事業者向けの情報発信

環境に配慮した活動を行っている事業者や、これから行おうとしている事業者が、生物多様性の保全に目を向け、生物多様性に配慮した活動を進めていくよう、情報を提供します。

〈具体的な取り組み〉

- ★事業者向け普及啓発資料の作成（環境・自然共生課、関係各課）

■ 1-1-③ 生物多様性に関する資料・情報の収集・発信の仕組みづくり

町田市をフィールドとして、様々な市民団体や大学等が活動しており、生物多様性に関する資料・情報がありますが、現状ではこれらの貴重な資料・情報が集約されておらず、関連性のあるものを上手に連携させたり相乗的に活用したりできない状況となっています。そこで、こうした活動の情報や生物多様性に関する資料・情報を収集・発信し、相互に活用できる仕組みを検討します。

〈具体的な取り組み〉

- ★生物多様性に関する資料・情報や環境保全活動等に関する情報を収集・発信する仕組みづくり（環境・自然共生課）

■ 1-1-④ 各種イベントの開催

生きものや自然に関心のある市民を増やすため、様々な形でイベントを実施します。

〈具体的な取り組み〉

- ★市民協働による生きもの調査の実施（環境・自然共生課）
 - ・町田市農業祭*の開催（農業振興課）
 - ・町田エコフェスタ*等環境イベントにおける生物多様性に関するイベントの実施（環境・自然共生課）

施策1-2 学びの場づくり

生きものや自然を身近に感じ、その大切さを理解してもらうため、学校等における取り組みを推進します。特に、将来世代を担う子どもたちには、学校教育や子ども向けプログラム等の様々な機会を提供します。また、子どもだけでなく幅広く市民向けの学びの場を提供します。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

■ 1-2-① 子ども向けプログラムの実施

生きものやその生育・生息環境を守る意識を育むためには、子どもの頃から、生きものや自然に親しむ機会をできるだけ多く持つことが重要となります。将来を担う子どもたちが、昆虫の観察や鳥を見るなど、楽しみながら生きものや自然を身近に感じ、ふれあい、学ぶことで、生物多様性の重要性を理解するきっかけとなる場を提供します。

〈具体的な取り組み〉

- ★生きものや自然をテーマとした、子どもたちが遊びながら学ぶことができる環境学習の実施・推進
- ★野外において、子どもたちが生きものや自然にふれあいながら学ぶことができる体験学習の実施・推進
（環境・自然共生課、児童青少年課、ひなた村、大地沢青少年センター、北部丘陵整備課）

■ 1-2-② 学校における取り組みの推進

学校においては、すでに様々な教育活動を通じて身近な自然や生きものに目を向け、またそれを守るための取り組みが進められています。今後は、地域とともに、教育活動における生物多様性に関する取り組みを推進します。

* 町田市農業祭：市内の農産物をより多くの市民に知ってもらう機会を創出するために毎年開催しているイベント。町田市の農業の各種PRや農畜産物の直売などを行っている。

* 町田エコフェスタ：ごみ問題・環境問題などのエコロジーについて、楽しみながら学ぶ市民参加型のイベント。

〈具体的な取り組み〉

- ★地域ボランティア等との交流による学校ビオトープ*の活用（学校、指導課）
 - ・学校における農業体験の推進（学校、指導課）
 - ・生きものとふれあうことができる場づくり（学校、指導課）
 - ・地域の自然を育むための苗木の育成、苗木植え（学校、指導課、北部丘陵整備課）

■ 1-2-③ 地域における取り組みの推進

生きものや自然環境に関する市民意識調査（計画策定にあたり市民の意識を把握するため、2014年2月に実施）では、「今後参加したい活動」として「自然観察会」と回答した市民が最も多くなっています（41.4%）。市民が参加しやすいイベント等を開催することにより、地域で生きものや自然を身近に感じることができる機会を提供します。

〈具体的な取り組み〉

- ・自然観察会の実施（公園緑地課）
- ・フットパスの普及促進（産業観光課）

* ビオトープ：ギリシャ語で「生命」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域に住むさまざまな野生の生きものが生育・生息することができる空間のことを指す。〈詳細はp60のコラム参照〉

基本方針2：人材育成 ～育つ～

目標：生物多様性の維持・向上に関わる知識を持って保全を行う人材を育てます
 《目標を達成した時の状態》

生物多様性の拠点において、生物多様性の維持・向上につながる活動に参加する市民が増えています。また、活動を通じて指導できる人材が育っています。

施策2-1 地域における人材の発掘と育成

地域には、町田市 of 自然環境や生きものに詳しい方が存在します。また、町田市には生物多様性保全に取り組む多くの市民団体や、農業を続けている営農者がいますが、担い手の高齢化が進んでおり、将来への継承が課題となっています。豊富な経験や知識を子どもや若い世代に伝えていくことが必要です。そこで、地域における生物多様性保全活動を担う人材を発掘し、育成するための取り組みを推進します。また、町田市の自然環境や生きものに詳しい方に活躍の機会を設けます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

■ 2-1-① 市民活動の担い手の発掘と育成

生物多様性保全の活動を活発にし、将来的に継続していくため、将来世代の活動の中心的な役割を担う人材を発掘し、育成するための取り組みを推進します。

〈具体的な取り組み〉

- ★町田市の自然環境や生きものに詳しい人材の把握と活用（環境・自然共生課）
 - ・環境講座の実施（生涯学習センター）
- ★ネイチャーリーダー講座の実施（環境・自然共生課）
- ★市民協働による生きもの調査の実施【再掲】（環境・自然共生課）

■ 2-1-② 農業の担い手育成

人が手を加えることによって維持されてきた町田市の生物多様性は、農業を続けることによって保全されてきたともいえます。そこで、将来世代の農業を担う人材を育成するための取り組みを推進します。

〈具体的な取り組み〉

- ・援農者、新たな担い手の育成（農業振興課）
- ・意欲のある農業者の支援（農業振興課）

自然観察会

町田市では、忠生公園やかしの木山自然公園、小山田緑地等の公園や緑地で、市民団体や市が主催する自然観察会が開催されています。

忠生公園では、定例自然観察会を毎月第一日曜日の午前9時30分から11時30分に行っています（1月と2月は午前8時30分から）。また、ミニ観察会を毎月第四日曜日の午前9時30分から10時30分に行っています。観察会へ参加するための事前の申し込みは必要ありません。



参考：町田市ホームページ(公園・レクリエーション)



基本方針3：協働・連携 ～つながる～

目標：多様な主体の協働・連携により、町田市の生きものやその生育・生息環境を守ります

《目標を達成した時の状態》

市民、大学、事業者、市が協働・連携して、町田市の生物多様性の保全に取り組む仕組みを構築し、情報交換等の交流を行いながら取り組みを進めています。

施策3-1 市民と連携した取り組みの推進

市民や市民団体と連携し、生物多様性保全を進めていくため、市民協働の取り組みや市民活動の支援、協働・連携の仕組みづくり等を進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

■ 3-1-① 市民協働の取り組みの推進

生物多様性保全に関する市民と協働した取り組みを推進します。

〈具体的な取り組み〉

- ★市民協働による生物多様性保全に関する取り組みの実施（環境・自然共生課）
- ★市民協働による生きもの調査の実施【再掲】（環境・自然共生課）

■ 3-1-② 市民活動の支援

生物多様性保全に取り組む市民の活動を支援します。

〈具体的な取り組み〉

- ★市民団体の活動を発表できる場の提供（関係各課）
- ★生物多様性に関する情報の提供（環境・自然共生課）
 - ・市民による河川の清掃活動の推進（下水道総務課）
 - ・市民による水路の維持管理の支援（下水道管理課）

■ 3-1-③ 市民との協働・連携の仕組みづくり

生物多様性保全に関する活動を、市民や市民団体との協働・連携のもとに推進できる仕組みづくりを検討します。

〈具体的な取り組み〉

- ★市民協働での里山管理の仕組みの検討（北部丘陵整備課）
- ★市民や市民団体が活動内容の発表や情報交換等の交流を行う場づくり（環境・自然共生課）

施策3-2 大学や事業者との連携の仕組みづくり

町田市には、環境に関心の高い大学や事業者が数多く存在しており、環境活動を行っている市内外の事業者もいます。啓発事業や調査を大学の教員や学生と行ったり、保全活動を事業者と協働で行ったりすることについて考えていきます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

3-2-① 大学や事業者と連携した取り組みの推進

町田市内の大学や町田市内をフィールドとして研究活動等を行っている大学、事業者と協働で取り組みを進めます。

〈具体的な取り組み〉

★大学や事業者との連携による啓発事業や調査等の実施（環境・自然共生課）

基本方針4：保全と持続可能な利用 ～守る・活用する～

目標：町田市の生きものやその生育・生息環境を守り、生物多様性の恵みを継続的に利用する仕組みを構築します

《目標を達成した時の状態》

雑木林の新たな保全管理手法の検討、レクリエーション利用、エネルギー利用等、未来に向けた里山の維持管理が進んでおり、里山に親しむ市民が増えています。また、生きものが増え、緑のネットワークの形成が始まっています。

市街地の中にあるまとまった緑地では、レクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能のほか、生物多様性の拠点としての役割を果たすことによって、市街地における生物多様性が維持・向上しています。

河川・沢・水路等の水辺では、多様で良好な環境が保全され、水辺の生きものの生育・生息環境が維持・向上することによって、市民や子どもたちの水辺の利用も増えています。

施策4-1 まとまりのある緑や多様な自然の保全

まとまりのある緑には、町田市の生物多様性の豊かさの指標となるキツネやニホンアナグマ、ムササビ、猛禽類等の多くの生きものが確認されています。このようなまとまりのある緑、特に里山環境を保全する取り組みを進めることによって、町田市ならではの生物多様性を保全します。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

■ 4-1-① 里山環境の保全・再生

町田市の生物多様性は、雑木林や谷戸の水田等の多様な環境の中、人と自然との関わりにより形成される里山環境で育まれてきたといえます。このような里山環境を保全・再生するためには、人による維持や管理が必要とされることから、それらの取り組みをさらに進めます。現在、市民協働で行っている樹林地等の維持保全について方針を定め、新たな場所での里山環境再生事業を検討します。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 里山環境再生事業の実施（北部丘陵整備課）
- ・ 町田市ふるさとの森*の保全（公園緑地課）
- ★ 里山環境再生事業の新規実施地域の検討（北部丘陵整備課、公園緑地課、農業振興課）

* ふるさとの森：市内の美しい緑地景観や歴史的環境の保護、また、貴重な動植物が生育する自然環境の保全を目的として設置されている。「町田市ふるさとの森設置要綱」に基づき指定されており、その一部は市民の協力による管理が行われている。

施策4-2 水辺環境の保全

町田市には、鶴見川、恩田川、境川の3つの河川と、これらの源流、支川があり、清冽な湧水を含む、豊かで良好な水辺環境があります。良好な河川環境を下流へと引き継ぐため、これら水辺環境を保全するための取り組みを進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。

■ 4-2-① 河川・水路の良好な水質の保全

河川や水路の維持管理では、河川や水路の良好な水質を保全するための取り組みを継続して実施します。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 下水処理における適正な水処理（水再生センター）
- ・ 市民による河川の清掃活動の推進【再掲】（下水道総務課）
- ・ 市民による水路の維持管理の支援【再掲】（下水道管理課）

■ 4-2-② 河川・水路の改修時における生物多様性への配慮

河川や水路は、洪水防止や農業用水の確保等の機能を維持・管理するため、必要に応じて改修等の工事を行う場合がありますが、町田市の河川や水路には、源流や谷戸の細流から流れ込む清冽な水環境に、ホトケドジョウやスナヤツメといった貴重な魚類も生息しています。そこで、河川や水路の改修時には、生きものの生息環境に配慮した施工を進めます。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 雨水幹線*整備時における水辺環境への配慮（下水道整備課）

施策4-3 生きものに配慮したまちづくり事業の推進

市街地における公園・緑地や身近な自然、また道路の街路樹等にも、これらの環境に適応した生きものが生育・生息しています。そこで、市街地やその周辺においても、生きものに配慮した様々な取り組みを進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

■ 4-3-① 公園・緑地における取り組みの推進

公園・緑地の整備においては、植える木の種類や配置等を検討する必要があり、公園・緑地の管理にあたっては植栽木の剪定や落葉落枝の集積・処分等を行う必要があります。

* 雨水幹線：浸水被害を軽減するために、雨水を排水する主要な施設（水路や管路）。

このような日常的な公園・緑地の整備・管理作業の際に、そこに生育・生息する生きものへの配慮を行い、生物多様性を保全するための適切な対応を行います。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 街区公園整備事業（公園緑地課）
- ・ 公園・緑地の整備・管理における生物多様性保全の推進（公園緑地課）

■ 4-3-② 道路における取り組みの推進

道路は車や人が移動・利用する空間であるため、街路樹等は定期的な剪定を行い、道路空間の安全性を確保する必要があります。しかし一方では、街路樹は鳥類や昆虫類等の生息環境としての意味もあり、生きものの移動経路にもなっています。そこで、街路樹の管理・樹種の選定の際は、生物多様性の視点を持ち、周辺緑地等との連続性などに配慮します。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 緑の連続性に配慮した街路樹の維持・管理（道路補修課）

■ 4-3-③ 開発事業における生きものや自然への配慮の検討

約43万人の人口を擁する町田市民の生活基盤整備のため、道路建設や施設整備などは避けられませんが、生きものの生育・生息環境に対しては、その環境を大きく損なうケースがあるため、配慮することが必要です。また、民間の宅地開発などでも同様の配慮が必要です。

一定規模以上の開発事業には、「東京都環境影響評価条例[◇]」に基づく環境影響評価を行うことが義務付けられています。環境影響評価の結果により、何らかの環境に配慮した保全措置を行うこととなります。また、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、開発の規制や緑化指導などもあります。「町田市宅地開発事業に関する条例[◇]」では、一定規模以上の宅地開発で6%以上の公園・緑地を確保することを義務付けています。「町田市中高層建築物に関する指導要綱[◇]」でも、緑地の確保などを求めています。

条例等に基づくこうした配慮の他、開発事業の際には生きものの生育・生息環境への影響を少しでも緩和するため、近隣に代替地を確保したり、より影響の少ない土地の改変や生きものの移動経路をつくるなど、開発事業のケースに応じた可能な方法を取っていただくよう、配慮にあたって参考になる資料を作成し、開発事業者への提供など、生物多様性への影響に対する配慮を検討していきます。

〈具体的な取り組み〉

- ★ 開発事業実施の際の生物多様性への影響に対する配慮の検討（環境・自然共生課、関係各課）

開発時における生物多様性への配慮について

開発を行う際には、可能な限り環境・生物多様性に与える影響を小さくするよう、配慮することが重要です。開発事業による環境・生物多様性に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を「ミティゲーション」といいます。

環境・生物多様性への影響を小さくするためには、①回避→②低減→③代償の順に実行可能な保全行為を検討する必要があります。

ミティゲーション「低減」の例
動物の移動経路を確保する場合

施策4-4 生きものの生育・生息状況の継続的な把握

町田市の生きものの生育・生息状況を把握・確認するため、定期的に調査を行うことが必要です。市域が広く、網羅的な調査は難しいため、調査箇所を選んで、専門的な調査を行います。また、データの収集・蓄積のため、市民と協働で、生きもの調査を毎年行います。また、町田市内で調査研究活動等を行っている大学や事業者との連携を図っていきます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

■ 4-4-① 生きものの現状把握

町田市の生きもの、生物多様性の現状を把握するための現地調査を、継続して実施します。

〈具体的な取り組み〉

- ★市内の生きものの生育・生息状況の把握（環境・自然共生課、公園緑地課）
- ★市民協働による生きもの調査の実施【再掲】（環境・自然共生課）
- ★生物多様性の現状を把握するための環境指標種*の検討（環境・自然共生課）

* 環境指標種：生態がよく研究され、生育・生息に適した環境条件がある程度明らかになっている生物。その分布状況等を調査することによって地域の環境の変化を評価することができる。

施策4-5 外来種等による被害の防止

外来生物法に指定された特定外来生物（ガビチョウ、ソウシチョウ、オオクチバス等）や要注意外来生物（アカミミガメ、アカボシゴマダラ、アメリカザリガニ等）は、町田市の生物多様性を支える生きものに大きな負の影響を与える可能性があります。そこで、外来種に関する正しい情報を提供し、私たちが取るべき外来種に対する対応方法についての意識啓発を進めます。

特に、生態系や農業生産に被害を及ぼす特定外来生物については、生物多様性への影響を最小限に留めるため、防除を実施します。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

4-5-① 外来種に関する情報発信

「特定外来生物」は、野外に放すことはもちろん、飼育や他の場所に移動することが法律で禁止されています。このような外来種に関する正しい情報を提供し、必要な取り組みを進めるための情報発信を行います。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 外来種の飼育に関する情報の発信【再掲】（環境・自然共生課）
- ★ 外来種の取り扱い・ルールに関する情報の発信【再掲】（環境・自然共生課）

4-5-② 外来種の防除

生態系や農業生産に被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ、アライグマ）を駆除します。また、外来生物法にもとづき、外来種（オオブタクサ、アカミミガメ、オオクチバスなど）への対応について検討します。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 生態系に被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ）の駆除（北部丘陵整備課）
- ・ 農業生産に被害を及ぼす特定外来生物（アライグマ）の駆除（農業振興課）
- ★ 外来種への対応の検討（環境・自然共生課、関係各課）

施策4-6 生きものや自然に親しめる場づくり

かつて、町田市の雑木林や谷戸の水田、河川等は、炭や薪の生産の場や山菜等の恵みを得られる場、農産物生産の場等として市民の身近に存在していました。また、子どもたちも昆虫採集や魚釣りなどの遊び場として利用し、生きものが当たり前に見られる光景が日常生活の中に存在していました。しかし、炭や薪を使わなくなった現在では、管理が進まないために植生が単調になった雑木林や耕作放棄地が増え、子どもたちが生きものや自然とふれあえる魅力のある空間は減ってきています。このような背景を踏まえ、市民や子どもたちが生きものや自然に親しめるためイベント等を実施し、また、生きものや自然にふれあうことのできる場づくりを進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

■ 4-6-① 生きものや自然に親しめるイベントの実施

生きものや自然を身近に感じることのできる市民、子どもを増やすため、農業や雑木林の管理を体験できたり、生きものや自然とふれあえるイベント等を実施します。

〈具体的な取り組み〉

- ・ 農業体験の実施（北部丘陵整備課、農業振興課）
- ・ 生きものや自然に親しめるイベント等の実施（北部丘陵整備課、公園緑地課）

■ 4-6-② 生きものや自然にふれあえる場づくり

生きものや自然を身近に感じ、ふれあうことのできる場づくりを進めます。

〈具体的な取り組み〉

- ・ まちだフットパスの利用促進【再掲】（産業観光課）
- ★ビオトープ作庭イベントの開催（環境・自然共生課、関係各課）

施策4-7 農地の活用

農地は、生きものの生育・生息環境として重要です。谷戸などにおける生物多様性は、農業が続けられてきたことで守られてきたといえます。しかし、現状では農業の担い手不足、これに伴う耕作放棄地の増加等の大きな課題があります。そこで、様々な形で農地の活用を推進し、町田市の特徴ある生物多様性を支える農業の活性化を図ります。

具体的には、以下の取り組みを行います。

■ 4-7-① 農業の活性化支援

農地の保全、町田産農産物の活用等、様々な形で農業の活性化を支援します。

〈具体的な取り組み〉

- ・生産緑地の保全・活用（農業振興課）
- ・町田産農作物の学校給食での活用（各学校、保健給食課、農業振興課）

■ 4-7-② 生きものや自然にやさしい農業の推進

農地は、農作物を人間にもたらすとともに、生きものの生育・生息環境でもあります。農業において農薬や化学肥料を少なくするなど、環境保全型農業を進めることで、人間の健康も生きものの生育・生息環境も守ることになります。また、田んぼが存在することは、米をつくることはもとより、様々な生きものが生育・生息する環境を守ることにつながるため重要です。

〈具体的な取り組み〉

- ・減農薬・減化学肥料農法に取り組む農業経営者の支援（農業振興課）
- ・田んぼの保全推進（農業振興課）

■ 4-7-③ 耕作放棄地の活用

農業の後継者がいないことなどにより耕作放棄地が増加しています。そこで、耕作放棄地を農地として利用してもらうようにあっせん制度を進めます。

〈具体的な取り組み〉

- ・遊休農地*のあっせん制度（農業振興課）

* 遊休農地：農地法において定義されている用語であり、①現在、耕作目的で利用されておらず、今後も耕作目的で利用されないと思込まれる農地、②農業としての利用の程度がその周辺の農地の利用の程度に比較して、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、有効利用に向けた措置を講ずべきとされる農地のこと。

家庭でできる生きものや自然にやさしい野菜等の栽培方法

家庭菜園において、化学肥料や化学農薬を極力使わないことで、生きものや自然にやさしく野菜等を栽培することができます。

化学肥料や化学農薬などをできるだけ使わずに野菜を育てるためには、土づくりを行う際にたい肥を使うこと、病害虫に強い丈夫な野菜を育てることなどが重要です。

【ポイント】

- ・ たい肥を使って、水はけ・水もちのよい土づくりを行いましょう。(たい肥は、土に栄養を与えるだけでなく、土をフカフカにします。)
- ・ 連作障害*に注意しましょう。(連作障害であることに気づかず、「元気がないから」と肥料を与えずぎてしまうことがあります。同じ種類の野菜(同じ科の野菜)を同じ場所で作くり続けられないようにしましょう。)
- ・ 間隔をあけて植えましょう。(風通しをよくすると、病気にかかりにくくなります。)
- ・ 病害虫の被害は早めに処理しましょう。(例えば、病気になった葉や害虫はすぐに取り除きましょう。)



家庭で発生した生ごみをたい肥化して家庭菜園で利用すると、ごみの排出量の削減にもつながります。町田市では、たい肥化容器の購入補助を行っています。

また、町田市剪定枝資源化センター(小野路町3332)では、市内から発生する剪定枝からチップたい肥を作って、販売しています。チップたい肥は、月曜日から土曜日に購入できます。購入の際は、ビニール袋などの入れ物をお持ちのうえ、町田市剪定枝資源化センターにご来場ください。

施策4-8 生物資源の利用等の推進

管理が進まないために植生が単調になった雑木林が増えています。雑木林の再生には人が手を入れて管理していくことが不可欠です。現在は石油や電気に頼って暮らしており炭や薪を使う機会は少ないですが、かつては、雑木林を伐採して生産した炭や薪を日常的に利用してきました。さらに、江戸の人々に愛用される程のブランド品にまで質と価値を高めた炭の生産も行われていました。近年、まきストーブ*が見直されたり、木質ペレット*を使ったペレットストーブが注目されています。伐採木を使った木製品の利

* 連作障害：同じ種類の野菜(同じ科の野菜)を同じ場所で栽培し続けることにより、育ちが極端に悪くなったり枯れたりしてしまうこと。連作障害の症状は、植物の種類によって異なる。連作障害のでやすい野菜は、キュウリ(ウリ科)やナス(ナス科)、エンドウ(マメ科)など。

* まきストーブ：木(枝を含む)や木材、木材の廃材などを燃料(薪(まき、たきぎ))とする暖房器具(ストーブ)。暖炉とは異なり、扉を閉じて密閉させて燃焼させる。

* 木質ペレット：木材工場から排出される残・廃材を有効に活用する利点も踏まえ、樹皮やおが粉、端材などを圧縮・成型して小粒の固形燃料としたもの。ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として用いられる。

用も進みつつあります。町田市においても、町田市ならではの里山環境や歴史・文化を生かし、現代のニーズにあった生物資源*（木材、落葉落枝、竹等）の新たな利用について、その方法（レクリエーション利用、エネルギー利用等）を検討し、これを進めていきます。具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

■ 4-8-① 生物資源の利用の推進

雑木林の管理により発生する伐採木や落葉落枝、刈草、竹等の生物資源の利用を促進します。また、レクリエーション利用やエネルギー利用等の利活用促進のため、その仕組みづくりを検討し、これを進めます。

〈具体的な取り組み〉

- ★生物資源利用促進の取り組みの実施（環境・自然共生課、北部丘陵整備課、公園緑地課、農業振興課、関係各課）
- ・木の枝や落ち葉の堆肥としての利用・推進、堆肥流通促進制度の推進（資源循環課、農業振興課）

生物資源利用の取り組み

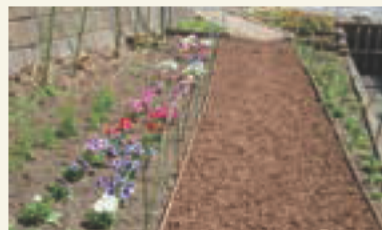
「町田市剪定枝資源化センター」では、町田市内から発生する剪定枝の破碎・発酵等を行い、チップたい肥（土壌改良材）等をつくっています。破碎されてチップになった剪定枝は、市内の遊歩道の敷き詰め材として活用されています。チップ堆肥は、市内の農家や多くの市民の方に利用されています。

近年では、雑木林の管理などで生じる伐採木等の有効活用を図るため、チップやペレット状に加工し燃料として利用し、熱や電気といったエネルギーに変換する事例も国内で多く見られています。

生物資源の利用にあたっては、1回だけの使い切りにするのではなく、多段階に活用するという考え方が重要です。無駄のない資源利用を心がけることで、資源の利用効率を高めていくことができます。



町田市剪定枝資源化センター



剪定枝チップが敷き詰められた遊歩道

参考：町田市ホームページ(剪定枝を燃やさずリサイクル～町田市剪定枝資源化センター～)

町田市ホームページ(剪定枝チップを敷いてフカフカ気持ちいい遊歩道に -アダプト・ア・ロード事業-)

生物資源：食料や木材、衣料など人間の生活に必要な資源として利用される植物などの生物のこと。

重点プロジェクト② 多様な主体の交流の場づくり

背景・目的

市内には、生きものやその生育・生息環境を守ることを目的とした団体が多数ありますが、これまでそれらの団体が交流する場が多くはありませんでした。交流する場をつくり、取り組みを広く市民などに伝えることにより、活動への取り組み意欲を高め、新たなメンバーの参加促進につながります。

本重点プロジェクトでは、多様な主体が交流する場づくりを行っていきます。

取り組みの内容

- ・多様な主体の交流の場である「(仮称) 生物多様性フォーラム」を定期的を開催します。
- ・「(仮称) 生物多様性フォーラム」では、市の生物多様性の取り組み状況を公表します。
- ・参加者から生物多様性の向上に関する宣言を募り、その内容に関する活動の場を提供するなど、フォーラム終了後の具体的な行動や仲間づくりのきっかけになるイベント内容を検討し、実施します。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
検討	→							
		「(仮称) 生物多様性フォーラム」の定期的開催 (年1回)					→	

指標 多様な主体による交流の場の提供回数
現状：－(2013年度) 達成目標：6回(2021年度までの累計)

担当課 環境・自然共生課、関係各課

重点プロジェクト③ 里山の生物資源利用促進の取り組みの推進

背景・目的

かつて里山のクヌギやコナラなどは燃料に利用されていましたが、化石燃料などによって替わられることで、手入れがされなくなった雑木林があちこちで見られます。ササが生い茂り、ほかの植物を駆逐しているところもあります。管理が必要なところは、管理できるように考えていく必要があります。

本重点プロジェクトでは、かつてのように、燃料の生産の場としての必要性がなくなっている現状を踏まえて、伐採木など生物資源の利用を考えることで、手入れにつながるように促し、雑木林の若返りにつなげていきます。

取り組みの内容

- ・管理が行き届かなくなった雑木林の手入れを行いやすくするため、伐採木などを教材に利用する、製品化するなど、生物資源の利用を考えていきます。
- ・伐採木の利用にあたり、定期的に雑木林を伐採することで萌芽更新をさせるなど、雑木林の若返りを行うモデル事業を検討します。
- ・まず関係課で研究し、里山の保全や手入れなどを行っている市民団体や市民などと協働して行える取り組みを検討し、実施していきます。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	方向性・取り組み内容の検討						
	→		取り組みの試験的实施	→			
					取り組みの本格的実施	→	

指標 里山の生物資源利用促進の取り組みの実施
現状：－(2013年度) 達成目標：取り組みの推進(2021年度)

担当課 環境・自然共生課、北部丘陵整備課、公園緑地課、農業振興課、関係各課

重点プロジェクト④ 市民協働による生きもの調査の実施

背景・目的

日常生活の中で生きものを意識する機会が少なくなっています。逆に、意識をすれば、市街地の中でも生きものの存在を感じることができます。本計画策定に先立って行った市民参加によるセミのぬけがら調査では、自宅や自宅周辺でもセミのぬけがらを探すことで、身近な生きものへの意識を持つ機会を提供しました。

本重点プロジェクトでは、市民に生きものや自然に親しみを持ってもらうきっかけをつくるため、また市内の生きもの情報を蓄積するため、市民協働による生きもの調査を行います。

取り組みの内容

- ・ イベントの開催や、公募による調査など、様々な参加しやすい方法により、多くの方に生きもの調査に参加していただき、市内の生きもの状況を知る機会をつくります。
- ・ 調査の結果は、市内の生きものマップなど視覚的にわかりやすい形で作成し、広報紙やホームページで公表します。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
調査の実施、調査内容・運営の改善							

指標 市民協働による生きもの調査への参加者数
現状：99人（2013年度） 達成目標：3500人（2021年度までの累計）

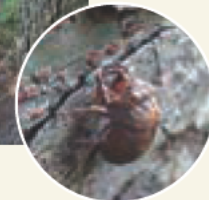
担当課 環境・自然共生課、関係各課

市民参加で「セミのぬけがら調査」と「セミの鳴き声調査」を行っています

町田市では、2013年度に、市の南部地域で「セミのぬけがら調査」を行いました。自宅の庭や近所などでセミのぬけがらを集め、種類を見分けて数を記録していただきました。2014年度には、市全域で「セミの鳴き声調査」を行いました。セミの種類ごとの鳴き初め、鳴き終わりの調査にご参加いただきました。今後行う市民参加型調査について、広報やホームページでお知らせしますので、ぜひご参加ください



セミのぬけがら調査 2013



ニイニイゼミのぬけがら

出典：町田市ホームページ(セミのぬけがら調査 結果報告)

重点プロジェクト⑤ ビオトープ作庭イベントの開催

背景・目的

生きものや自然を身近に感じるためには、日常生活の中に生きものが当たり前のように存在し、身近な場所で生きものや自然に親しめる環境を創出する必要があります。しかし、市街化が進んだ現在では、かつてのように生きものや自然にふれあえる空間が少なくなってきました。また、広域的な緑のつながりの分断化や、水辺に親しめる場が減りつつあることも町田市の生物多様性保全の課題となっています。

将来を担う子どもたちのためにも、市民一人ひとりが生物多様性保全の必要性を理解し、自分にできることを主体的に考え実践し、緑のつながりの維持・向上や水辺と親しめる機会を増やす取り組みをまちぐるみで普及させていくことが重要です。

本重点プロジェクトでは、まちぐるみで生物多様性保全に取り組む気運の高揚を図るため、地域のあらゆる場所でビオトープをつくり、イベントを市が開催し、そのプロモーション活動を通じて、生物多様性の保全活動の普及を図ります。また、イベントの開催を通じて水辺や緑が増えることで、生きものや自然に身近にふれあうことができる場や、継続的なレクリエーション利用の場を市内のいたるところに創出します。

取り組みの内容

- ・生きものが生育・生息するための良好な自然の連続性を確保するため、水辺や緑のつながりの維持・保全に向けて、まちぐるみでビオトープを作庭し、イベントを開催します。
- ・ビオトープを作庭する場所は、市民宅の庭や家庭菜園、壁面、自治会などが管理する空き地、事業所の敷地や屋上、公共的な空間など、あらゆる場所が対象になります。

工程表

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
「ビオトープ作庭イベント」の内容検討			「ビオトープ作庭イベント」の開催(年1回)			

指標

イベント参加主体数

現状：－(2013年度) 達成目標：50(2021年度)

担当課

環境・自然共生課、関係各課

ビオトープについて

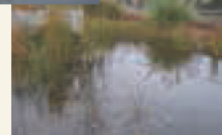
ビオトープとは、ギリシャ語で「生命」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域にすむ様々な野生の生きものが生育・生息することができる空間のことを指します。

面積が小さくとも、周辺の自然と調和のとれた空間であればビオトープといえることができます。家の庭やちょっとしたスペースに樹木や草花を植えたり、鉢に水や水生植物を入れたりするだけで、周りの野生の生きものがやってくる環境になります。

町田市でも、学校や事業者において、ビオトープづくりの取り組みが広がっています。高ヶ坂にある松葉調整池や旭町にある協和発酵キリン株式会社でも、ビオトープがつけられています。協和発酵キリン株式会社では、近くのため池に生息する生きものなど、地域に生息する生きものを取り入れる配慮をすることで、生きものが住みやすく、また、周辺の自然につながるビオトープづくりに取り組んでいます。



高ヶ坂にある松葉調整池

協和発酵キリン株式会社のビオトープ
(※一般の方が入ることはできません。)